

## 平塚市特定不妊治療費助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 医療保険の対象とならず、高額な医療費を要する特定不妊治療について、治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦及び、事実婚関係にある者（以下「夫婦」という。）の経済的負担の軽減を図る。

### (定義)

第2条 この要綱において「特定不妊治療」とは、不妊症と診断された者に対し、医師により行われる体外受精及び顕微授精とする。ただし、次に掲げる治療法によるものを除く。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供によるもの
- (2) 代理母(妻が卵巣と子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を第三者の子宮に医学的な方法で注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの)によるもの
- (3) 借り腹(夫婦の精子と卵子は使用することができるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの)によるもの

### (対象者)

第3条 助成の対象者は、神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱（平成16年10月1日施行。以下「県要綱」という。）による助成の決定を受け、かつ、次の要件を満たす者とする。

- (1) 助成の対象者及びその配偶者が、助成の申請日の1年以上前から引き続き住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 助成の対象者及びその配偶者が市税を滞納していないこと。

### (助成金額・範囲)

第4条 助成金の額は、特定不妊治療（1回）に要した費用のうち、県要綱による助成額を控除した額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、1回当たり10万円を限度とする。

(申請書・添付書類)

第5条 助成の申請をしようとする者は、県要綱による助成の決定後速やかに特定不妊治療費助成申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 県要綱による助成の決定通知書の写し
- (2) 県要綱に基づき医療機関から発行された神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書の写し
- (3) 特定不妊治療に要した治療費(保険外診療)の領収書の写し
- (4) 次に掲げる申請者及びその配偶者に係る書類
  - ア 住所が確認できる書類
  - イ 市税等の納付状況が確認できる書類

2 前項の規定にかかわらず、前項第4号に掲げる書類のうち申請者(助成の申請をした者をいう。以下同じ。)の同意を得たうえで本市においてその内容が確認できるものについては、その書類の提出を要しないものとする。

3 第1項の申請は、当該特定不妊治療の終了した日から1年以内に行うものとする。  
(交付決定・支払)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査したうえで助成金の交付の可否を決定し、平塚市特定不妊治療費助成金(交付・不交付)決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により助成の決定を受けた者は、市長が指定する請求書により、その決定された助成金を請求するものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付を決定したときは、前項の請求に基づき指定された金融機関の口座に振り込むものとする。

(補助対象からの排除)

第7条 市長は、平塚市暴力団排除条例(平成23年条例第9号)第8条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金等の交付の対象としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人であって、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、補助金等の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(助成金の返還)

第8条 申請者が偽りその他不正な行為により、助成金の交付を受け、又は受けようとしたときは、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、この効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月3日から施行し、令和3年1月1日から適用する。